

四万十町条例 14号

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年四万十町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。以下において同じ。）」を「農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下において同じ。）」に改める。

第2条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第1号中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第3号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。